

地域産品販路拡大活動支援事業補助金 質問と回答集

しまねブランド推進課

【募集について】

■1. 時期

問 募集時期はいつですか。

答 令和6年5月7日（火）から令和6年6月7日（金）までです。

■2. 受付

問 募集の受付は、先着順ですか。

答 先着順ではありません。募集期間中であれば、受付します。

【補助対象について】

■3. パッケージ印刷

問 共同商品開発に取り組む場合、商品のパッケージ印刷費用は対象になりますか。

答 商品の一部となるものに係る経費は対象となりません。ただし、試作品のパッケージ等の印刷費用は対象となります。

■4. 県外展示会等出展料

問 県外展示会への出展料は対象になりますか。

答 対象となりますが、島根県が設置する「島根ブース」（※）の出展料は対象となりません。

※アグリフードEXPO、ジャパン・インターナショナル・シーフードショー、東海スーパーマーケットビジネスフェア、フードストアソリューションズフェア、スーパーマーケットトレードショー

【事業期間について】

■5. 支払い期間

問 業者に支払う代金を次の年度に支払ってもよいですか。

答 支払いは、事業を実施する年度中に終わっていない限りなりません。

【事業実施計画書に添付する書類について】

■6. 添付書類

問 添付書類は何を揃えればよいですか。

答 様式第2号の「提出書類一覧表」に記載のある書類を揃えてください。

■7. 見積書

問 見積書は1社分でもよいですか。

答 原則、見積書の徴取が必要ですが、契約単位で5万円未満（税込）の場合は不要です。

予定価格が10万円（税込）以上の契約をする場合は、原則として、複数社から見積書を取る「合見積」を行ってください。ただし、特殊な事情により、合見積を取れない場合は、一者選定理由書（様式任意）を作成し、提出してください。

■8. 会社パンフレット、定款

問 個人事業主なので、パンフレットや定款のようなものはありません。

答 パンフレット等がない場合は、事業概要の分かるもの（様式任意）を提出してください。

【補助要件、補助率等について】

■9. 補助率

問 補助率1/2以内とは、どういう意味ですか。

答 例えば、事業実施に200万円必要とすると、補助金額はその二分の一である100万円以下となります。

■10. 新たな取り組み

問 「新たな取り組み」とはどういう意味ですか。

答 例えば、地域商社等が

- ・ これまでに取引のなかった参加事業者の商品を新規に取りまとめる
- ・ これまでに取引のなかった県外小売店等への販路を開拓する
- ・ これまでに取引のある県外小売店のバイヤーを新たに（初めて）招聘し、メーカー視察や商談を行う

等が対象となります。

なお、従来の取り組みとの違いが分かるように、どこが新規の取り組みであることを明らかにして事業申請書に記載してください。

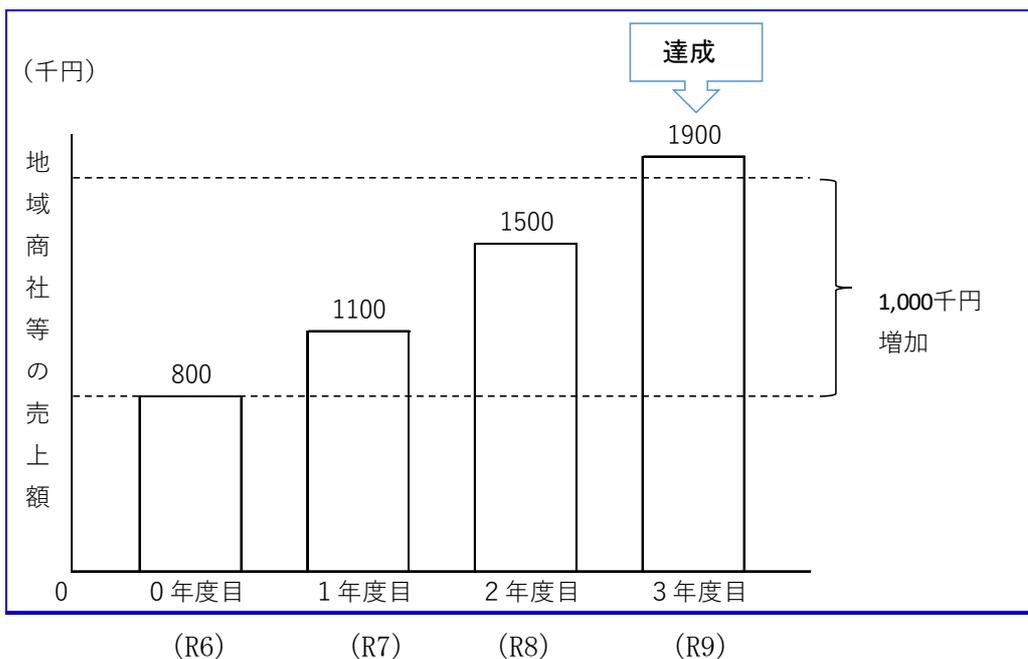
■11. 売り上げ増加額

問 「補助事業実施から3年度以内のいずれかの年度において、補助対象事業者が取り扱う参加事業者の商品の、県外小売業者等へ販売した額の合計が、補助事業実施の前年度に比べ、1,000千円以上増加する見込みであること。」とはどういう意味ですか。

答 地域商社等が参加事業者の商品を県外へ販売した額（地域商社等の売上げ額）の合計が、補助事業実施から3年度以内のいずれかの年度において補助事業実施の前年度に比べ、1,000千円以上増加することが必要です。

今年度（令和6年度）に補助事業を実施した場合、令和9年度までの達成を目標とします。

なお、県内の小売店等へ販売した額を計上することはできません。



【交付決定について】

■12. 交付決定までのスケジュール

問 交付決定までのスケジュールは。

答 募集締切後に、書面及びプレゼンテーション審査を行います。そして、審査による評価を踏まえて県が事業実施主体と協議し、事業の実施を適当と認める場合は、事業を採択します。その後、交付申請を受けて、交付決定を通知します。